

【資料】新規事業の進め方について

指定管理者導入施設(平成30年4月1日現在)

施設名	指定管理者等	指定期間等
保谷こもれびホール	JNS共同事業体	平成30年4月1日～ 平成35年3月31日
芝久保地区会館	芝久保地区会館管理運営協議会	平成30年4月1日～ 平成33年3月31日
南町地区会館	南町地区会館管理運営協議会	平成30年4月1日～ 平成33年3月31日
緑町地区会館	緑町地区会館管理運営協議会	平成30年4月1日～ 平成33年3月31日
向台地区会館	向台地区会館管理運営協議会	平成30年4月1日～ 平成33年3月31日
谷戸地区会館	谷戸地区会館管理運営協議会	平成30年4月1日～ 平成33年3月31日
下宿地区会館	下宿地区会館管理運営協議会	平成30年4月1日～ 平成33年3月31日
東伏見コミュニティセンター	東伏見コミュニティセンター管理運営協議会	平成29年4月1日～ 平成32年3月31日
ふれあいセンター	西東京市ふれあいセンター協議会	平成30年4月1日～ 平成33年3月31日
スポーツセンター 総合体育館 南町スポーツ・文化交流センター 武道場 向台運動場 芝久保運動場 芝久保第二運動場 ひばりが丘総合運動場 健康広場 市民公園グラウンド	東京ドームグループ	平成30年4月1日～ 平成35年3月31日
障害者総合支援センター	医療法人社団 薫風会	平成27年10月1日～ 平成32年9月30日
西東京市立公園(西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園)	西東京の公園・西武パートナーズ	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日

2. 認定農業者制度の説明会や相談会の開催状況（平成29年度）

	説明会・相談会の開催			フォローアップ相談会等の開催		
	認定農業者 制度の説明会 を開催	農業経営改善 計画作成の 相談会を開催	その他	認定3年目の 認定農業者に 実施	認定5年目の 認定農業者に 実施	その他
世田谷区		○ 8~9月		○ 2月	○ 8~9月	
杉並区	○ 6月	○ 7月				
練馬区	○ 4月	○ 5~6月		○ 3月		
足立区						
葛飾区	○ 9月	○ 2月			○ 9月	
江戸川区						
青梅市		○ 1月			○ 1月	
福生市						毎年、実績報告を提出してもらい、戸別訪問も行い状況を確認している
あきる野市		○ 1月			○ ~1月	
羽村市	○ 5月					
瑞穂町		○ 5月、1月				
日の出町		○ 10月	説明は個別に実施			
八王子市	○ 7月	○ 8月			○ 8月	
町田市			29年度更新者に対しては28年度に個別相談会を実施			認定更新時に状況を聞き取り
日野市		○				8月~12月に個別訪問でヒアリングを実施
多摩市				○ 3月		
稲城市	○ 7月			○ 12月	○ 1月	
立川市	○ 5月	○ 6~7月		○ 2月		
武蔵野市	○ 3月	○ 2月		○ 2月	○ 2月	
三鷹市	○ 7月	○ 11月			○ 10月	
府中市	○ 10月	○ 11月				
昭島市	○					
調布市		○ 8~9月				
小金井市		○ 10月			○ 10月	
小平市	○ 10月	○ 11月			○ 11月	
東村山市		○ 2月	認定農業者制度に興味のある方に個別に説明		○ 2月	
国分寺市	○ 12月	○ 2月			○ 2月	
国立市	○ 8月	○ 10月		○ 3月		
西東京市	○ 5月	○ 5~6月			○ 5~6月	
狛江市		○ 10月			○ 10月	
武蔵村山市		○ 11月		○ 11月		
東大和市		○ 10~12月				
清瀬市		○ 1月			○ 1月	
東久留米市						

	説明会・相談会の開催			フォローアップ相談会等の開催		
	認定農業者 制度の説明会 を開催	農業経営改善 計画作成の 相談会を開催	その他	認定3年目の 認定農業者に 実施	認定5年目の 認定農業者に 実施	その他
大 島 町						期間が切れた農業者に 連絡をし意向確認 をしている
新 島 村	○ 9月	○	申請者の都合により 個々で開催			
神 津 島 村						
三 宅 村		○ 2月	制度等の説明を広報 で周知した			
八 丈 町			説明会、相談会は開 催していないが、更新 時期に窓口にて対応			
小 笠 原 村	○ 2月			○ 7月	○ 7月	

4. 認定農業者に対する支援事業（ソフト事業）

	平成29年度に実施した支援事業(ソフト事業)の内容									
	農業簿記記帳講習会	セミナーや研修会	視察や見学会	いきいきファーマー シールの配布	「認定農業者の証」 など看板や揭示板配布	レジ袋や結束テープの 作成・配布	広報誌で認定農業者の 紹介や制度のPR	パンフレット等の作成 制度を説明・PRする	認定農業者による直売 会・朝市等の開催	その他
世田谷区							○			
杉並区			○		○		○	○		
練馬区	○				○			○		
足立区	○		○				○			
葛飾区						○		○		
江戸川区										
青梅市										
福生市								○		
あきる野市										
瑞穂町							○			
日の出町		○								
八王子市					○					
町田市		○	○		○			○	○	
日野市	○				○		○			
多摩市			○							
稲城市	○	○	○		○		○	○		
立川市	○				○					
武蔵野市		○		○	○			○		
三鷹市					○		○			
府中市	○	○								
昭島市	○									

特定生産緑地の指定に向けたスケジュール

（平成4（1992）年度に都市計画で定めた生産緑地地区の場合）

特定生産緑地は、生産緑地に定めてから30年を経過する日（申出基準日）までに指定が必要です

平成30年度
（2018年度）

- ・生産緑地の所有者等を調査しています
- ・特定生産緑地の指定に関するスケジュールをお知らせします



平成31年度
（2019年度）

- 【8月頃】
- ・説明会案内を送付します
- 【9月以降】
- ・説明会を開催します
- ・到来通知^{※1}・意向調査票等^{※2}を送付します
- ・申請の受付を開始します



※1：現在所有している生産緑地の指定年月日を記載した通知
 ※2：特定生産緑地への指定の意向に関する調査票及び指定申請書

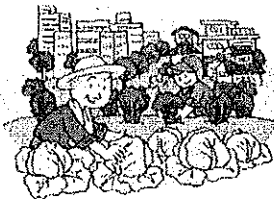
「特定生産緑地の指定についての主な流れ」※詳しくは、9月以降の説明会でご説明します。

- ① ご家族等と所有する農地の将来について、ご検討をお願いします。
- ② 到来通知を確認し、意向調査にご協力をお願いします。
- ③ 指定を希望する方は、指定申請書に必要資料を添付し、市に提出します。
- ④ 申請された生産緑地について、西東京市都市計画審議会の意見聴取を行います。
- ⑤ 特定生産緑地指定の告示を経た後、指定された旨を所有者等に通知します。



2020年度～

- ・意向調査票等を再送付します
（※申請書等のご提出がない方が対象です）
- ・申請を随時受け付けます

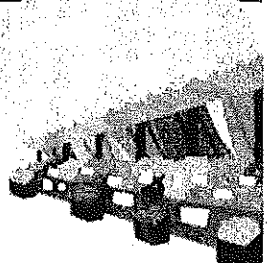


《申出基準日》

生産緑地に定めた日が、平成4（1992）年10月26日の場合は、30年を経過する平成34（2022）年10月26日が申出基準日となります。申出基準日を過ぎてしまうと特定生産緑地には指定できなくなりますので、ご注意ください。

【生産緑地に関するお問い合わせ先】

西東京市 都市整備部 都市計画課 都市計画担当（保谷庁舎5階）
 電話：042-438-4050 ファクス：042-438-2022
 メール：toshikei@city.nishitokyo.lg.jp



平成30年4月
西東京市
都市整備部都市計画課

生産緑地地区の指定基準等を見直しました

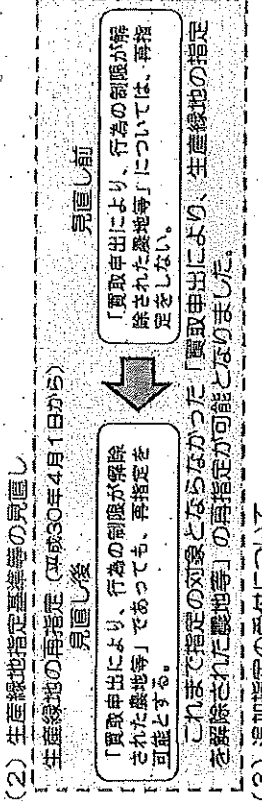
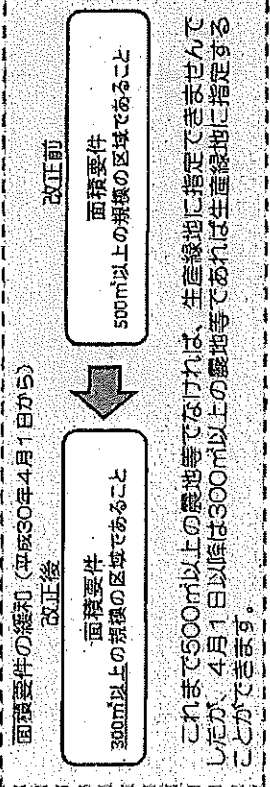
西東京市では、生産緑地法の一部が改正されたことを受け、減少傾向にある都市農地の保全のため「西東京市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」を制定し、平成30年4月1日から生産緑地地区として指定できる面積要件を緩和しました。

また、この条例と合わせ、市の指定基準等についても、生産緑地の再指定について見直しました。

なお、一団性要件の緩和については、今後「西東京市みどりの基本計画（平成16年～平成35年）」の更新に合わせて、見直しを予定しています。

- ◆生産緑地地区の指定による制限
生産緑地地区の指定を受けると、農地等として管理することが義務づけられ、住宅、事務所等の建築や空地造成などはできません。
- ◆生産緑地地区の指定の解除について
生産緑地の所有者は、①指定後30年を経過したとき、②農林漁業の主たる従業者がなくなつたとき、③農林漁業の主たる従業者が従事することを不可能にさせたとき、のいずれかに該当した場合は、市界に対して生産緑地を廃止して買取申出をすることができ、買取申出後、公共団体等において譲渡を行った後、他の譲渡者に対して譲渡を拒みませんが、買取申出の日から3ヶ月以内に所有権が移転されない場合、生産緑地の指定は解除されず、固定資産税・都市計画税の取り扱い
生産緑地の指定を受けると、翌年より固定資産税・都市計画税が農地課税となり、それまでの宅地面積課税に比べて軽減となります。
また、相続特別措置（掃与給）納税特許の特例適用農地等に該当することに なります。

(1) 「西東京市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」の制定



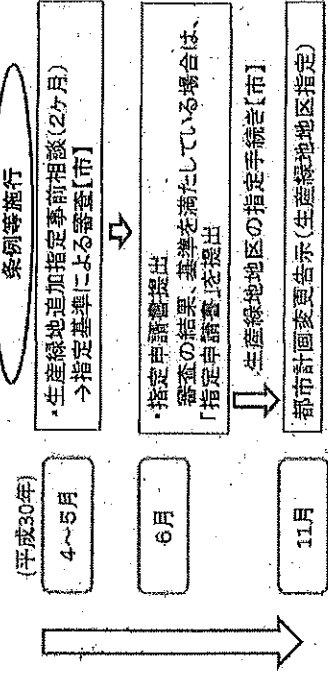
相談期間：平成30年4月2日（月）から平成30年5月31日（水）まで
（土日祝日を除く）

相談時間：午前8時30分から午後5時15分まで

相談場所：西東京市役所保谷庁舎5階 都市計画課

必要書類：案内図、公図の写し、土地全部事項証明書

※ご相談いただいた農地等は、指定基準による審査を行います。審査の結果、基準を満たした場合は「指定申請書」を提出していただきます。（審査結果によって指定できない場合があります。）



【問合せ先】
西東京市 都市整備部 都市計画課 都市計画担当
電話：042-438-4050
Eメール：toshikel@city.nishitokyo.lg.jp

(4) 今後見直しを検討している内容

一団性要件の緩和（「西東京市みどりの基本計画」更新後）

見直し後

「一団のもの区域」
 原則として、物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等。道路等が農地等を分断している場合でも6m以下であれば一団として取り扱う。

ただし、一体として緑地機能を果たすことにより、都市環境の形成に資する場合は、物理的な一体性を有していなくても、生産緑地に指定するのを可能とする。この場合、一団を構成する個々の農地等の面積は100m²未満とする。

見直し前

「一団のもの区域」
 物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等。道路等が農地等を分断している場合でも6m以下であれば一団として取り扱う。

↓

6m以上の道路等で分断された100m²以上300m²未満の農地等であっても、周辺の農地等とともに一体として緑地機能を有すると判断できる場合には、生産緑地に指定することを予定しています。

これにより、これまで道連れ解除により、所有者の意思にかかわらず解除となっていた生産緑地を一定程度保全できるようになります。
 （石ペーシ参照）

※「西東京市みどりの基本計画」は、緑地保全と緑化推進に関する総合的・基本的・長期的な計画です。
 平成29年6月に都市緑地法が一部改正され、みどりの基本計画に「生産緑地地区内の緑地の保全」について定めることとなりました。
 今後、みどりの基本計画を更新する際に、緑地の保全における「緑地機能」の考え方を整理する予定であるため、一団性要件の緩和の取り扱いについては、これに合わせて見直す予定です。

一団性要件の緩和について
 （「西東京市みどりの基本計画」更新後）

見直し後

追加指定の場合

これまで通り生産緑地に指定できる。

見直し前

追加指定の場合

道路で分断されているが、6m以下の道路であるため、Aと一団のもの区域とはみなされず、生産緑地の400m²を指定しているため生産緑地に指定できる。

↓

見直し後

道連れ解除の場合

下記を満たす場合は生産緑地に指定できる。
 ①一団として緑地機能を果たすことにより、豊かな都市環境の形成に資する場合
 ②100m²以上の面積を有する。

見直し前

道連れ解除の場合

Aと6m以上の道路で分断されているため一団のもの区域とはみなされない。道路要件の300m²が下回っているため生産緑地に指定できない。

↓

見直し後

都市計画道路線状により生産緑地解除

下記を満たす場合は生産緑地として指定できる。
 ①一団として緑地機能を果たすことにより、豊かな都市環境の形成に資する場合
 ②100m²以上の面積を有する。

見直し前

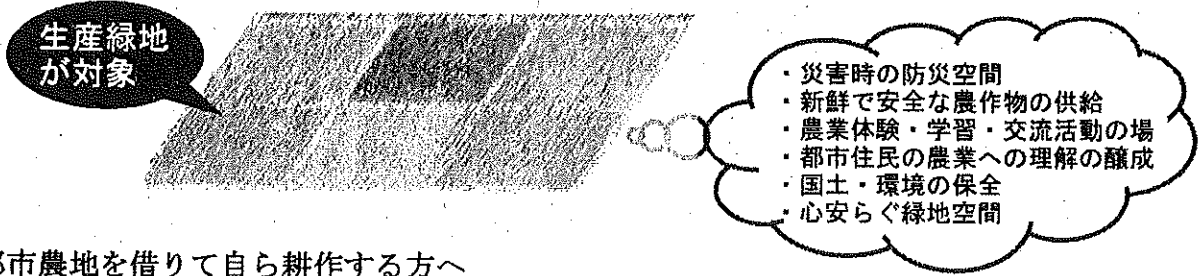
都市計画道路線状により生産緑地解除

Aと分断されているため一団のもの区域とはみなされず、生産緑地の300m²を指定しているため生産緑地に指定できない。

都市農地の賃借がしやすくなります

-都市農地賃借法(正式名:都市農地の賃借の円滑化に関する法律)の概要-

- ◇ 都市農地賃借法が制定され、市街化区域内の農地のうち、生産緑地の賃借が安心して行える新たな仕組みが2018年9月1日にスタートしました。
- ◇ 都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な野菜などを供給するだけでなく、防災空間や緑地空間など多様な機能をもっており、農業従事者の減少・高齢化が進展する中、これらの機能を発揮させていくためには、この新たな仕組みを活用して、賃借により都市農地を有効活用することを考えていくことも重要です。



☑ 都市農地を借りて自ら耕作する方へ

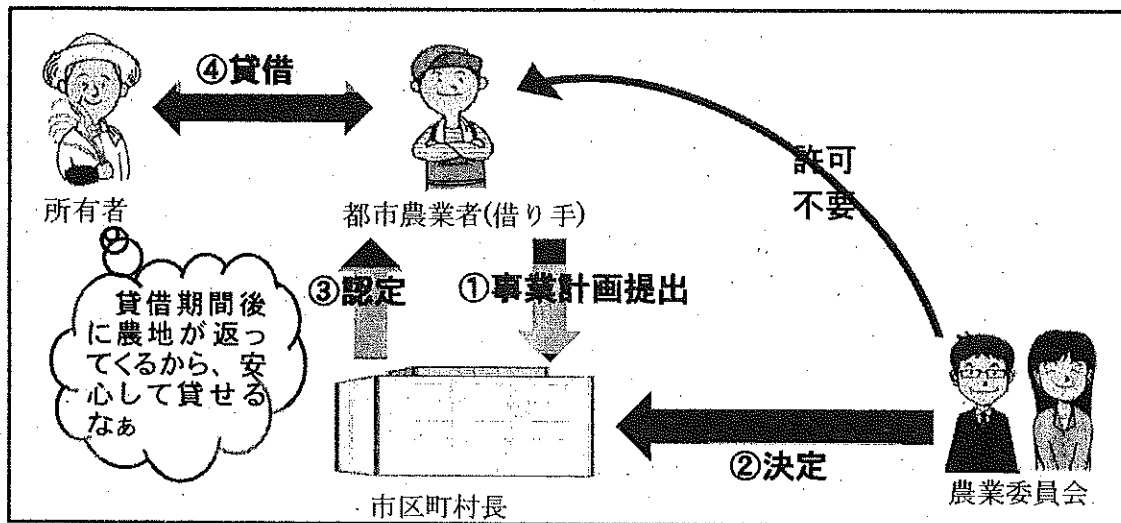
(1) 制度を利用するメリット

	通常(農地法による賃借)	都市農地賃借法
・法定更新 (農地法による契約の自動的更新制度)	適用される 契約を更新しないことについて知事の許可がない限り農地が返ってこない	適用されない 契約期間経過後に農地が返ってくるので安心して農地を貸せる
・相続税納税猶予制度	打ち切り 納税猶予が打ち切れ、猶予税額と利子税の納税が必要	継続 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸することができる

(2) 賃借の手続

都市農地の借り手が耕作の事業に関する計画(事業計画)を作成の上、市区町村長の認定を受けることができます。この認定を受けた事業計画に従って都市農地に設定された賃借等は、上記メリットを受けることができます(相続税納税猶予制度については税務署への届出が必要)。

また、市区町村長による認定の際に農業委員会の決定を経ているので、改めて農地法に基づく農業委員会の許可を受ける必要がなくなります。



(3) 事業計画の認定の基準

- ・ 都市農業の機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作を行うか

(例) → 生産物の一定割合を地元直売所等で販売
 → 防災協力農地として市町村等と防災協力協定を締結
 → 都市住民が農作業体験を通じて農作業に親しむ取組 など

- ・ 周辺地域における農地の農業上の利用の確保に支障を生ずる恐れがないか
- ・ 農地の全てを効率的に利用するか など

☑ 都市農地を借りて市民農園を開設したい方へ

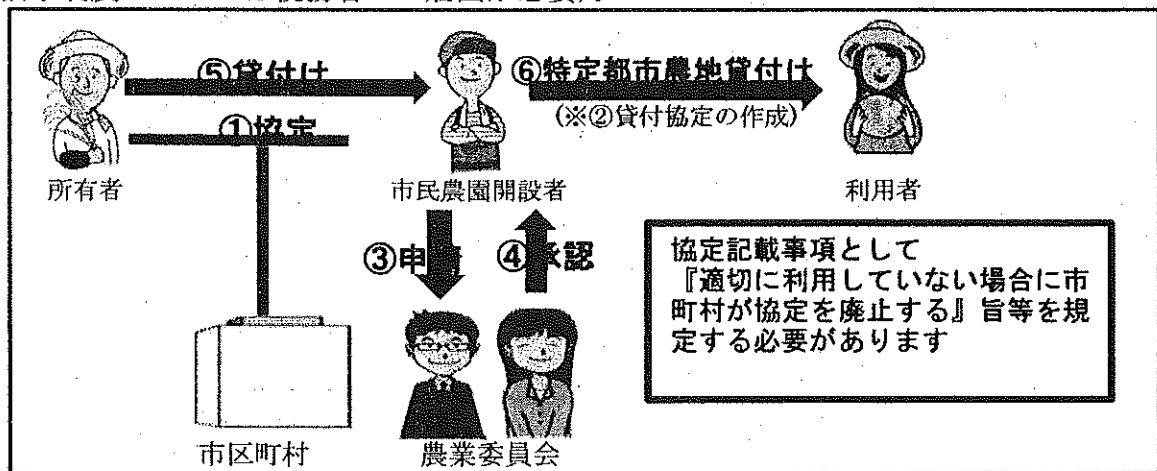
(1) 制度を利用するメリット

	通常（特定農地貸付法）	都市農地貸借法 (特定都市農地貸付け)
・ 農地の借り方	農地所有者から直接借りることができない 地方公共団体・農地利用集積円滑化団体・農地中間管理機構の介在が必要となる	農地所有者から直接借りることができる スムーズに農地を借りることができる
・ 相続税納税猶予制度 ※	打ち切り 納税猶予が打ち切れ、猶予税額と利子税の納税が必要	継続 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができる

※ 特定農地貸付法により開設する市民農園についても、一定の要件を満たすものは相続税納税猶予制度のメリットを受けることができます。

(2) 貸借の手続

市民農園の開設者が、農地の所有者及び市町村と協定を締結した上で農業委員会からの特定都市農地貸付けの承認を受けることができます。この承認を受けて都市農地に設定された貸借等は、上記メリットを受けることができます（相続税納税猶予制度については税務署への届出が必要）。



(3) 承認の基準

- ・ 市民農園利用者当たりの貸付けが10a未満で、5年を超えず、複数の者を対象とした貸付けであること
- ・ 利用者は営利を目的としない農作物の栽培を行うこと など

詳しくは、農林水産省のホームページをご確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/taishaku/tosi_taisyaku.html

担当：

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 都市農業室
 直通 03-3502-0033



都市農地貸借円滑化法等に関するアンケート（市民農園を除く）平成30年12月28日現在

都市農地貸借円滑化法による貸借について（市民農園を除く）

区市町村	総会で決定した案件の内容				総会で決定した案件の有無 (市民農園を除く)			事前相談の有無	事前相談の内容
	貸借の貸借料の別	貸借の貸借料の額(年額)	貸借する生産緑地面積	所有者の主たる従事者の1割従事の有無	借人の個人・法人の別の別	相続税納税猶予制度の適用の有無	事前相談の有無		
区							○	学校法人の小学校の児童が、学習活動の場として利用する農地の貸借について。	
区	貸借		627㎡	○	個人	×	×		
区							○	区内農家より経営規模拡大のため生産緑地の貸借の相談あったが、土地所有者との話し合いで折り合いがつかず白紙に。	
区	使用貸借		689㎡	○	個人	×	×		
市							○	①新規就農希望者より、市内の生産緑地で貸借できる場所が無いかが相談 ②市内農家より、貸主との貸借の合意の見込みがある生産緑地について、今後の手続き内容について相談	
市							○	女性の新規農業者が施設栽培で1,000㎡を希望。	
市							○	民間企業から市内で10,000㎡程度の農地を借りたいとの相談。条件面で折り合わず。	
市							○	体調が悪く耕作できない農地について、農地を借りて耕作してくれる人を探している。	
市							○	農業法人から市内農地について使用貸借の契約をし、平成31年4月1日より使用開始したいとの相談。（児童向けの農業体験等を行うため）	
市							○	賃借していた農地の返還する農家があり、新たに納税猶予制度適用農地を借りたい旨の相談があった。	
市							○	都市農地貸借円滑化法を活用した農業体験ファームの新規開設について	
市							○	NP0法人によるミニミニコンポストを活用した体験農園を作りたい。	
市							○	当事者間で貸借の話を進めており、借り手は農外の新規就農者。（JAを含め検討中） 当事者間で貸借の話を進めており、借り手は市内農業者。（JAを含め検討中）	
市							○	相続税納税猶予地を無償（使用貸借）にて貸借したい。 相談後、保留にする連絡有。	
市							○	観光農園開設に向けて農地を借りたい。介護福祉士が農地を借りたい。 東建コーポレーションより円滑化法を使った場合の主たる従事者証明について。	

都市農地貸借円滑化法等に関するアンケート（市民農園）平成30年12月28日現在

生産緑地における市民農園の開設について（平成30年9月1日以降）

総会で決定した案件の内容

区市町村	総会で決定した案件の有無 (市民農園除く)	総会での貸付決定日	特定農地貸借法・都市農地貸借円滑化法の別の別	入園者の賃料の額 (年額)	市民農園を開設する生産緑地面積	開設者の別 (農地所有者、区市、第三者名)	所有者の主体的な事業の有無	相続税納税猶予制度の有無	事前相談の有無	事前相談の内容
区	○	H30.12.3	都市農地貸借円滑化法	88,000円/3㎡ 132,000円/6㎡	2,901㎡		○	○	×	
区	○	H30.12.21	都市農地貸借円滑化法	84,000円/3㎡ 124,800円/4.8㎡	993.6㎡		○	×	×	
区	○	H30.10.10	都市農地貸借円滑化法	76,800円/3㎡ 117,600円/6㎡	2,034.4㎡	○	○	○	×	都市農地貸借円滑化法を根拠として、区内農業者及び㈱アグリメディアより市民農園を開設したい。
区	×								○	区民農園として生産緑地の一部を貸したい。(相談後、自作を続けることとが決定)
市	×								○	今後の生産緑地における市民農園開設に向けた一般的な相談。
市	×								○	高齢で自力での耕作が難しいが農地を残すため市民農園として活用したい。相談で引き継いだ農地が他の仕事等で耕作が困難なため市民農園として活用したい。
市	○	H30.10.25	都市農地貸借円滑化法	24,000円/3㎡ 48,000円/8㎡ (サービスマン料) 52,800円/3㎡ 62,400円/8㎡	2,099㎡	○	○	○	×	

食料産業・6次産業化交付金の加工・販売施設等の施設整備やファンド活用以外は必要ありません。

農林漁業者等と連携していれば、輸出事業者、商社、物流業者等でも使えます。

①商品そのものが新しい、②原料が新しい、③製法が新しい、のいずれかを満たすものをいいます。

北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	011-330-8810	北海道
東北農政局 経営・事業支援部地域連携課	022-221-6402	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東農政局 経営・事業支援部地域連携課	048-740-5341	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部地域連携課	076-232-4233	新潟県、富山県、石川県、 福井県
東海農政局 経営・事業支援部地域連携課	052-223-4619	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 経営・事業支援部地域連携課	075-414-9101	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部地域連携課	086-224-9415	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 経営・事業支援部地域連携課	096-211-9319	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	098-866-1673	沖縄県
農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)	03-5215-5223(代)	

■本省の問合せ先：
食料産業局産業連携課（電話番号：03-6738-6473）
■6次産業化に関するホームページ
[<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>] をご覧ください。

6次産業化支援対策 のご案内

6次産業化とは、

農林漁業者の皆様が生産した
農林水産物を活用し、新商品を開発、
新たな販路の開拓（輸出も含む）等
を行う取組です。

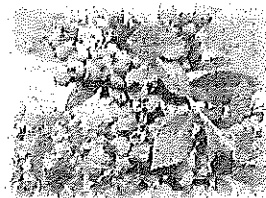
平成30年9月
農林水産省
食料産業局

<事業者の概要>

- ・所在地 : 埼玉県春日部市
- ・代表者 : 野口 文夫
- ・取組内容 : 自ら生産したブルーベリーを活用
(特徴) してブルーベリージャムを製造し、
直売所で販売。観光農園も運営。
- ・売上高 : 60万円 (新商品) (H28)
- ・雇用者数 : 4名 (H28)
- ・URL : <http://noguchi.shisyu.com//>



ブルーベリージャム



【取り組むに至った経緯】

- 摘み取り体験のリピーターが多く、「体験」に対するニーズが高いことに着目。
- 摘み取り販売に不向きなブルーベリーの有効活用を図る。

【取組の効果】

- 売上高 (新商品)
25万円 (H23) → 60万円 (H28)
- 雇用者数
4名 (H28)
- 来園者数
200人 (H23) → 1,800人 (H28)

【取り組む際に生じた課題と対応方法】

- 他商品との競合
→販売時にはチラシを作成し、他の商品と差別化。
- 集客力の向上
→「体験」サービスを充実させ、リピーターが訪れる農園作りを整備(摘み取ったブルーベリーなどをその場で調理させる仕組み等)。
- 固定客の確保
→オーナー制度を導入し、年間契約で農産物の摘み取り・購入できるサービスを開始。

【今後の展望】

- イチゴの摘み取りや米粉ピザ作りなどの「体験」を通じ、相乗効果による来園者の加工品販売増加を目指す。
- 法人化を視野に事業を拡大し、雇用の場を増やすことで近隣地域の活性化を目指す。

【活用した支援施策】

○なし

(事業体制図)

野口農園

摘み取りや手作り等の体験メニューを強化して何度も訪れたい農園をつくりたい!

果樹のほか、合鴨栽培の米、春日部在来種の大豆を生産

素材の味をいかした甘さ控えめのジャム製造

オーナー制度やジャムづくり体験、その場での米粉ピザ作りなど体験メニューを充実

・飲食店
・イベント販売
・消費者 等

<生産部門>
・ブルーベリー
・イチゴ
・合鴨栽培米
・大豆(枝豆)等

<加工部門>
・ジャム
・大豆コロッケ
・米麹 等

<販売部門>
・摘み取り農園
・直売
・通信販売 等

福祉分野に農作業を ～支援制度などのご案内～



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



農林水産省
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

はじめに

近年、福祉分野と農業分野が連携した「農福連携」の取組が各地で盛んになっており、政府が定めた「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月 閣議決定)では、障害者等が、希望や能力、障害の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するため、農福連携の推進が盛り込まれています。また、「障害者基本計画(第4次)」(平成30年3月 閣議決定)や「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月 閣議決定)でも農福連携による障害者等の農業分野における就農・就労の促進が位置づけられており、取組が進められています。

また、我が国は超高齢化社会を迎えつつあり、農業は、元気な高齢者の活躍の場としてはもちろんのこと、認知症など介護を要する高齢者の生きがい等の場としてのニーズも高まっています。「高齢社会対策大綱」(平成30年2月 閣議決定)では、活力ある農山漁村の再生のため、高齢者の活躍や生活の場としての整備が位置づけられており、取組が進められています。

こうした、農福連携の取組は、地域における障害者や生活困窮者の就労訓練や雇用、高齢者の生きがい等の場となるだけでなく、労働力不足や過疎化といった問題を抱える農業・農村にとっても、働き手の確保や地域農業の維持、更には地域活性化にもつながることから、より一層の推進が求められています。

本パンフレットでは、障害者や生活困窮者の農業分野での就労や、高齢者の健康・生きがいづくりへの農業の活用等を考えている方々を対象に、厚生労働省、農林水産省で活用可能な支援策等を取りまとめました。

皆様それぞれの状況に応じてご利用いただければ幸いです。

平成30年9月